

○議長（小林哲雄）

日程第3 議案第35号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、子ども・子育て支援法第34条第2項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるとともに、同法第46条第2項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当に求めます。教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

朗読させていただきます。議案第35号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出、開成町長、府川裕一。

条例の説明に入る前に、背景等を少し説明させていただきたいと思います。このたび、子ども・子育てに関する三つの条例を上程させていただきました。後の二つの条例も関係ありますので、あわせてお願ひをしたいと思います。

子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立をいたしまして、動き出しております。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとにつくられたものでございます。

市町村が実施主体になります。新制度に即して実施していくために、町の条例が必要となります。そして、町の条例の作成については、子ども・子育て支援法、児童福祉法により、町が設備、運営について条例で基準を定めなければならない。そして、町が条例を定める場合は、厚生労働省令、内閣府令に従い、あるいは参酌して作成することとなっております。これによりまして、町独自の条項を加え作成をいたしました。

衆議院の解散、消費税増税延期等の国の動きがございます。今後については未定な部分もございますが、町といたしましては、従前の方針に従いまして、今できる準備をしていかなければならないと考えております。今後の状況に対応しながら、町が主体となって行っていくものです。

これらの条例は基準を定めるものでありまして、全体の制度等につきましては、子ども・子育て支援法、児童福祉法、あるいは他の法律、町の条例等に即して行ってい

きます。

パブリックコメントを10月1日から31日まで1カ月実施いたしました。意見はございませんでした。

それでは、説明させていただきます。次のページをお開きください。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

目次、第1章から第3章まで、及び附則がございます。

第1章、総則。第1条、趣旨でございますが、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものと、定めてございます。

第2条は、定義でございますが、24種類の用語の定義を規定してございます。

第3条、一般原則でございます。町の目指すべき姿及び目的を記載してございます。また、独自の条項といたしまして、設置者及び事業者が暴力団員や暴力団関係者でないこと、避難、消火等の訓練時に地域住民の参加が得られるように努力すること。開成町地域防災計画に基づく関連機関との連携及び協力に努めること等を追加として規定してございます。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準。第1節、利用定員に関する基準でございます。第4条になります。利用定員といたしましては、特定教育・保育施設のうち認定こども園及び保育所の利用定員は20名とする。

この利用定員は、特定教育・保育施設の区分に応じて年齢によって、定めるという規定でございます。

第2節、運営に関する基準でございます。第5条 内容、手続の説明及び同意になります。

教育保育の提供の開始に当たっては、あらかじめ保護者に対して運営方針、職員の勤務体制、利用者負担金等の重要事項を文書で交付、説明して、同意を得ることという規定でございます。この情報等につきましては、ホームページによる提供も可能でございます。

第6条、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等でございますが、正当な理由がない場合は、利用申込みを拒んではいけないというものでございます。正当な理由といたしましては、定員にあきがないですとか、定員を上回る申込みがある見込み等、その他のものになります。

申込者が利用定員を超える場合については、あらかじめ選考方法を示した上で選考を実施しなければならない。そして、自ら適切な教育・保育を提供することができない場合については、他の施設、事業等を紹介するなど、速やかな対応をしなければいけないということをおわせて決めてございます。

第7条、あっせん、調整及び要請に対する協力でございますけれども、保護者の相談等に応じた町のあっせん等に協力しなさいという規定を定めてございます。

第8条で、受給者資格等の確認でございますけれども、認定証等により有効期間、設定区分等を確認しなさいというものでございます。

第9条、支給認定の申請に係る援助でございますけれども、支給認定を受けていない保護者から申込みがあった場合には、速やかに対応しなさいというものでございます。

第10条、心身の状況等の把握でございますけれども、利用者の心身について、あるいは置かれている環境について把握するように努めなさいというものでございます。

第11条、小学校等との連携でございますが、卒園後、小学校、あるいはその他の特定教育・保育施設へ円滑に接続するために綿密な連携に努めなさいというものでございます。

第12条、特定教育・保育の提供の記録でございます。これは施設が提供した内容等を記録しなさいというものでございます。

第13条、利用者負担額等の受領でございますけれども、特定教育・保育の提供に際し、保護者から利用者負担金の支払を受けるというものでございます。

また、質の向上、便宜に要する費用としまして、上乗せ徴収、実費徴収ができるという規定もあわせてございます。上乗せ徴収と申しますのが、今申しました、質の向上のために要する費用でございます。基準を超えた教員の配置、施設整備等を行った場合を指します。

また、実費徴収につきましては、施設の利用において、通常必要とされる経費でございます。文房具代ですとか、遠足代ですとか、行事参加費等になります。

第14条、施設型請負費等の額に関する通知、保護者等に対して、額の通知、交付をしなさいというものでございます。

第15条、特定教育・保育の取扱方針でございますけれども、各施設は、施設区分に応じて各々の定めに基づいて特定教育を行わなければならないというものでございます。

もとにするものとしたしましては、幼保連携型認定こども園につきましては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領。認定こども園につきましては、幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼稚園におきましては、幼稚園教育要領、保育所におきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準でございます。

第16条、特定教育・保育等に関する評価等でございますが、こちらは自ら保育の質の評価を行って改善をしなさい、外部評価者の評価を受けて、結果を公表し、常に改善に努めなさいというものでございます。

第17条、相談及び援助でございますけれども、相談、援助を適正に行いなさいというものでございます。

第18条につきましては、緊急時等の対応。

第19条は、支給認定保護者に関する市町村への通知。

第20条は、運営規程を定めてございます。運営規程におきましては、職員の数、提供する日などの重要事項を規定して定めなさいというものでございます。

第21条、勤務体制の確保等でございますけれども、適切な教育・保育を提供できるように勤務体制を定めるもの。

特定教育・保育は、当該特定教育・保育施設の職員が提供しなければならないということ。

職員の資質向上のため、研修の機会を与えなければいけないということを定めてございます。

第22条、利用定員の遵守でございますけれども、利用定員を超えて、教育・保育の提供を行ってはならない。というものでございます。

例外といたしまして、年度中の需要の増大、災害、虐待等のやむない事由があるときには例外でございます。

第23条では掲示でございますして、施設の見やすいところに運営規定等を掲示しなさいというものでございます。

第24条、支給認定子どもを平等に取り扱う原則。国籍、信条、社会身分等によって差別をしてはならないというものでございます。

第25条は、虐待等の禁止。

第26条は、懲戒に係る権限の濫用の禁止でございます。

第27条につきましては、秘密保持等ということで、正当な理由なく、秘密を漏らしてはいけないというものでございます。

第28条、情報の提供等でございますけれども、保護者が適切に施設を選択できるように情報提供しなさい。または誇大広告等をしてはならないというものでございます。

第29条でございますが、利益供与等の禁止でございます。施設は、利用者支援事業、その他の職員に対して、自らの施設を保護者に紹介することの対償として、金品等の利益を供与したり、收受してはならないという定めでございます。

第30条、苦情解決でございますけれども、苦情解決窓口を設置して、苦情を受けた場合には内容を記録する。苦情に対して、市町村が調査を行う場合には、協力をするとともに指導又は助言に従い必要な改善をして、市町村に報告をしなければならないという定めでございます。

第31条は、地域との連携等でございます。地域住民の活動と連携、交流に努めなければならないというものでございます。

第32条は、事故発生の防止及び発生時の対応について記載してございます。

第33条は、会計の区分。第34条は、記録の整備の条項でございます。

第3節、特例施設型給付費に関する基準でございます。

第35条、特別利用保育の基準でございます。保育所は、児童福祉施設の設備及び

運営に関する基準のうち、保育所に係る部分を遵守しなければならないという規定で
ございます。

第36条は、特定利用教育の基準でございまして、幼稚園は幼稚園設置基準を遵守
しなければならないというものでございます。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準。

第1節、利用定員に関する基準でございしますが、第37条で利用定員でござい
ます。事業の種類、事業所ごとに利用定員の区分を0歳と満1歳に分けて区分して定めな
さいというものでございます。家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型及び
居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業等について触れております。

第2節、運営に関する基準でございしますが、第38条、内容、手続の説明及び同意
でございします。重要事項を記した文書を交付して説明し、利用申込者の同意を得な
ければいけないというものでございます。

第39条につきましては、正当な理由のない提供拒否等の禁止等でございまして、
6条と同じでございします。

第40条のあっせん、調整及び要請に対する協力におきましては、7条と同じ内容
でございします。

第41条の心身の状況等の把握につきましても10条と同じになります。

第42条、特定教育・保育施設等の連携でございしますけれども、認定こども園、幼
稚園、保育所を連携施設として確保しなければならないというものでございます。

障害、疾病の子どもに保育を提供いたします居宅訪問型保育事業者につきましては、
連携施設として障害児入所施設を確保しなければならないという規定がございします。

また、卒園後のために連携施設と情報提供の連携をするという定めもあわせてござ
いします。

第43条の利用者負担額の需要につきましても、13条と同様でございします。

第44条、特定地域型保育の取扱方針でございしますけれども、保育所、保育士に準
じて保育を行わなければならないという規定でございします。

第45条、特定地域型保育に関する評価等につきましても、16条と同等でござい
ます。46条の運用規定につきましても、20条と同様でございします。

第47条の勤務体制の確保等は、21条と同様でございします。

第48条の利用定員の遵守につきましても、22条と同様でございします。

第49条の、記録の整備につきましても、34条と同様の規定になります。

第50条になりますけれども、50条は、準用を定めてございします。8条、9条、
11条、12条、17条、18条、19条及び22、23条、この条項を、特定地域
型保育事業について準用をするものでございします。内容が同じでございします
ので、省略をさせていただきます。

第3節、特例地域型保育給付費に関する基準でございします。

第51条で、特別利用地域型保育の基準でございしますけれども、3歳以上の教育認

定子どもを特別に保育する場合は、地域型保育事業の基準を遵守しなければならないという定めがございます。

第52条、特定利用地域型保育の基準でございますけれども、3歳以上の保育認定子どもを特別に保育する場合は、地域型保育事業の基準を遵守しなければならないというものでございます。

引き続きまして、附則でございますが、第1条で施行期日を定めてございます。この条例は、法の施行の日から施行するとなっております。この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するということになります。

そして、子ども・子育て支援法は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律に施行期日が委ねられております。現時点では、平成27年4月1日と言われております。

国の動向等、不確定な部分もございますけれども、国の施策に対応した体制をとっていくことが必要であると思っておりますので、あわせて施行日とさせていただいております。

第2条でございますけれども、特定保育所に関する特例でございます。特定保育所は、特定教育・保育の質の向上を行う上で、特に必要と認められる対価について、受領の際に町長の同意を得ること、及び町から保育所における保育の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないという規定でございます。

特定保育所と申しますのが、都道府県立、市町村立以外の保育所を指します。

第3条でございますが、施設型給付費等に関する経過措置でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が、満3歳以上教育認定子どもに対して、特定教育保育又は特別利用保育等を提供する場合において、当分の間、法を参考に町が定めた費用の負担を適用するというものでございます。

第4条につきましては、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置でございます。まして、条例施行日から起算して5年間は「6人以上10人以下」を「6人以上15人以下」とする経過措置でございます。

第5条、連携施設に関する経過措置でございますが、小規模家庭的保育等の事業者は、連携施設の確保が困難であると町長が認める場合は、条例施行日から起算して5年間は連携施設を確保しないことができるという規定でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋です。子育て新制度、消費税の国からの財源をもとに、これからやろうとしていると。ご承知のように、消費税増税については先延ばしになっているという形で、それぞれ地方自治体において、この増税分を当て込んだ子育て支援という

ものは、やはり頓挫するんじゃないかということで、非常に危機感を持って、この子育て新3法に対応していると。

今の説明ですと、あくまでも消費税増税分を、この財源と期待していると。ここに大きな、今後の町からの負担増が増えるのではないのかという危惧を持っているわけですが、この辺はどのような形になりますか。いわゆる消費税増税先送り、これらを受けて、町がやろうとしている子育て3法に相当な影響があるというふうに私は思っているんですけれども、そのことについてのご答弁をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

子育て関係の全体的な消費税絡みなので、私のほうからお答えさせていただきます。現在につきまして、この状態につきましては、日本全国一緒にとということになるので、今回の条例の規程につきましては、今までやっているところも含めて、制度的なものを整理しようということですので、消費税云々についての影響は考えていません。基本的には、消費税増税分については、国の対応を見ましても、消費税の拡大について、その辺のところは縮小するということにつきましては今後整理するということでございますので、国の対応について、今後十分に注意しながら現在できることをやっていくということと理解をしております。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

ご承知のように、来年の4月から施行する予定だという話がありました。

保育の受け皿を増やすということで、子ども子育て支援、新制度の影響も、本当に気がかりだと私は思います。

10%への引き上げ分のうち、年7,000億円を財源に充てると。これが政府の考え方ですね。これが先送り、27年4月、1年半ちょっと遅れて完全に実施すると、こう言われておりますけれども、この間、町としてこれらに関する財源的な手当については十分かなえられると、こういうことになっているのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

財源の手当ということでございますけれども、この税と社会保障の一体化については、必ずしも子育て支援だけではないわけでございます。見ますと、医療ですとか、介護ですとか、年金、それに子育て支援を含めた中でのセットの中で、税と社会保障の一体化というところで構築をされているわけでございますから、この時点で、どの部分がどうだということは、なかなか言えないわけでございますので、この前の首相

の会見を見ましても、今後については、この辺については整理をしていく。考えましても、放課後児童教室などというのは、小学校6年までという規定に、最終的にはなっておりますけれども、そういうところはすぐ始めなくてもいいわけですので、そういったところを含めて、今後、国の考え方が示されるわけでしょうから、そちらのほうを注視していくというところで、現実的には、今までの流れの中でやるべきことはやる。そして、その財源については、不足というところがあれば、やはり町単独でやらなければならないところもあるのかなと考えていますけれども、それは今後の国の対応を見ていって、そこについては検討していきたいと。今の時点では、そういったお答えしかできないというところで、ご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

二つ目は、子ども子育て新法が、保育行政、あるいは幼稚園行政を含めて、本当に安定的に提供されて、安心・安全な形での運営になってくるのか。私はいろいろな角度から見ましたけれども、ちょっと心配な点が実はございます。それは今回の総体的なお話になるかと思っておりますけれども、児童福祉法第24条が改正されて、第1項で、保育所における保育義務が残ることができて、ほっとしているところでございます。その他の施設については、法定上外したという形で私は受けとめております。

保育所でのサービスと保育所以外でのサービス、保育環境とか、施設設備や、保育士資格緩和など、こういったこと、次の条例の関係でも出てくるかと思っておりますけれども、安全性やサービス内容に格差が生みやしないのかという関係がございましてけれども、今回の提案を見ますと、国どおりの提案が、開成町においてはあります。

ただし、暴力団関係とか、災害の関係、独自のものが入っているけれど、それ以外については、まさしく国どおりのこういった形が示されております。やはり規制的な緩和がいろいろ強いわけですけれども、本当に大事なものは子育て、安定的なサービスの提供だと。改めて伺いますけれども、これは十分こたえ得るというふうに認識しているのかどうか、お願いします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ただいまのご質問は、ただいま説明させていただきました条例が、国のままでいいのかということかと思うんですけれども、先ほど申しましたように、法律、政令等の中で、こういうふうなものをつくりなさいよ、あるいはこれを参酌して町の条例をつくりなさいという形になってございます。これに準じてというものにつきましては、従わなくてはいけません。参酌してというものにつきましては、若干の独自性等を入れることは可能でございますけれども、それには、町としての説明責任ですとか、逆の

面もついてまいります。それらをあえて犯してまで、町が独自なものを定めていくという合理的なものというものは見出されませんでしたので、それら国のものに準じましてつくらせていただいたというものでございます。

これを行うことによって、子どもの幸せになるのかということでございますけれども、これは冒頭申しました趣旨に基づいたもので、一本流れているというものでございますので、この制度でやらせていただきたいと、この条例でやらせていただきたいと思っております。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。今回のこの条例に関しましては、内閣府の示すものに準じるという形で作成されておりまして、その中には、町独自の条項も入っておりますので、余りその内容については、私もとやかく言うことはないんですが、詳細の部分でわからないところがありまして、例えば、4 2 条なんですけれども、特定教育・保育施設等の連携というのがありまして、ここには、「次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所」と書いてありますが、これを「適切に確保しなければいけない。」となっておりますが、例えば、町内でなかなか連携するところが確保できなかった場合、これは町外に求めてもよろしいのでしょうか。それとも、もう一つは、複数の施設と提携するというのも可能なのかどうかですね。お伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

連携施設の確保につきましては、町外ということで限定されているものではございません。

また、1カ所でなく、2カ所、3カ所という形でありましても、子どもにとっては、余計選択が増えるということでございますので、いい状況でありますので、限定されてございません。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

では、もう一つお伺いたしますと、30条のところで苦情解決があるんですが、ここには苦情を受け付けるための窓口を設置するという形になっています。単に窓口という形で書いてあるんですが、これはきちんとした、そういう窓口、受付みたいなものを設けなきゃいけないのか。苦情が来たときに、受けられればよいよという形のものでもいいのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

苦情を受け付けるための窓口ということでございますけれども、保護者方等からの苦情を拾い上げることによって、改善して、施設をよくしていくというものでございますので、例えば、目安箱のようなものを設けるですとか、常に要望等を聞く機会を設けるとか、いろいろなことが考えられると思いますけれども、法の趣旨といたしましては、あらゆるもの、あらゆる手段が含まれると考えてございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それでは、口頭で受け付けるということも可能ということによろしいのですか。わかりました。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。このたびの条例制定という部分では、内容については理解するところが大体なんです、幾つかわからないところがあるので、ちょっとお聞きしたいと思います。

一般原則の第3条1項の部分ですね。「等しく」という言葉がつかわれていますが、「適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない」という言葉が入っております。これはいろいろな保育事業、幼稚園も含めた中で、いろいろな環境がある中で、「等しく」という部分をどう理解すればいいのか。ここに、なぜこういう言葉が入っているのかというところで理解できなかったのも、この辺の説明を一ついただきたいのと。

あと3条の3項の部分なんです、密接な連携に努めなければならないというような内容が入っている中で、どのような形で連携していくのか、県をはじめ市町村、小学校、今回の条例に出てきている保育施設等がある中で、そこが密接な連携をするように努めなければいけないという条項がある中で、どのような形で連携をとっていくのか。町が主体としてなるのか、何か協議会みたいなものを立ち上げた中で連携を図っていくのか、ちょっと想定ができなかったもので、そこら辺の部分、どういう想像でやっていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

お二つ質問をいただいたかと思えます。第3条の「等しく」という関係でございますけれども、先ほどのご説明をさせていただきましたように、子どもの国籍ですとか、

信条ですとか、そういうものにおいて差別してはいけないというような規定もございます。これらの点を含めた中で、その施設で保育されている子どもがイコールになるようにと、変な言い方をしますと、このおたくは収入が高いとか、あるいは日本人の方でないとか、そういうふうなもの等で差別をしないで、子どもは国の財産ですから、同じように育ててくださいというものでございます。

もう一点の密接な連携にということでございますけれども、町との連携とか、そういう問題ではなくて、その前段等でございます、他の社会福祉施設ですとか、保健福祉サービス、福祉サービスを提供する業者等ということになりますので、同様の業者と密接な連携に努めてくださいということになるかと思えます。その内容等につきましては、例えば、我々も研修等を行っておりますけれども、協同で研修を行ったり、事例を見たりですとか、いろいろなことが考えられると思えますけれども、その業者の資質の向上のために行うことも一つでしょうし、設備の改善につながって、強いては子どもの保育に還元できるものをいろいろ、今、具体的には出てこないんですけれども、そういうふうなもの全てについて、密接に連携して交渉して行ってくださいというものであると認識します。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。最初の部分の「等しく」というのは、人為的な部分ということの説明の中で理解したんですが、環境というのは、設備的な部分、要するに預かる場所ですか、そこら辺なんかも含まれてくるのかなと思いましたが、今、説明では、その部分ではなくて、人間的の部分で、等しく扱いなさいよと規定しているということで理解いたしました。

それとあと、2番目の密接な連携、特定教育・保育施設等、業者はということで、密接な関係をとるんだよというように受けちゃったんですけれども、町の条例で規定しているわけじゃないですか。どこか音頭をとった中で、横の連携というのが、今の説明だと、できないのではないのかなと、どこが主体になるのかというところが明確でなかったのが、業者が勝手にやっってくださいよというような説明に聞こえましたので、そこを再度確認をしたいと思えますので、よろしくお願いします。

それとあともう一点、3条の7項になるんですが、これは町が付加している条項だと思います。

「開成町地域防災計画に基づき関係機関との連携及び協力に努めるものとする。」というところで、内容的には読むとわかるのですが、実際問題、防災計画なんかを見ていると、今回の特定事業者、認定こども園をはじめとした事業内保育事業の絡み合いというのが防災計画の中で出てこないんですよ。幼稚園に対しては、当然、これは町の施設だったので、今まで絡みがあります。

例えば、災害対策用の特設公衆電話設置場所に指定されていたりしているのが、絡

みはあるんですが、実際問題、開成町の地域防災計画の中で明確な位置付け、連携がない中で、今回、条文に出てきているんですが、どのような中で絡めていくのか。あくまでこれは20条の中で、運営規則がある中で定めているから絡めるんだよという解釈になるのか。そもそも論の地域防災計画に反映されていない部分があるので、そこら辺の連携というのですか。また、今後変えていく中で、そこら辺は明記するなり、追加するなりしますよという考えなのか。大変これは重要になってきますので、そこら辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

3項の関係でございますけれども、すみません。私、同業者等という形でお話しさせていただいたんですが、その前段で、都道府県、市町村等々もございますので、それらを含めた中での密接な連携ということでございます。連携の方法というのはいろいろ考えられるかと思っておりますけれども、現時点では、国のほうから定められているものは、この段階でございますので、具体的なものを今、明確に申し上げることはできないんですけれども、今後の動き等の中で、また、明確なものが出てまいりましたら、そういうものを含めた中で、指導できるものは指導していきたいというふうに思います。

2点目の7項の町との連携の点でございますけれども、町の地域防災計画の26ページに、第3節といたしまして、町民等の責務及び役割というところがございます。ここの第2に、事業所というものがございまして、ちょっと読み上げさせていただきますと、事業活動に当たって、その企業の責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強い人々のため、最大の努力をすること。あるいは町が行う各種訓練、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力すること。災害が発生した場合には、町民及び自主防災組織と連携して、情報の収集云々を積極的に行うように努めるという規定がございます。こちらの規定等を指してございまして、今申しました規定というのは、概念的なもの、あるいは大きなものになりますけれども、事業者が行わなきゃいけないものといいますのは、そこで保育している子どもたち、あるいは従業員の方が無事であるということでございますので、ある意味では、町が定めております地域防災計画のどこということではなくて、今申しましたようなことから、全体的なことを指すのかなというふうに認識しております。事業者は事業者としての責任を果たさなければいけないよと、町と一緒にやってみようという形になると思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

先ほど、前段の件とその他の施設の連携というお話がございました。そんな中で考

えられるのは、例えば扱っているお子さんというのは、中には障害があったりする方もいらっしゃるでしょうし、逆に虐待を受けるようなケースだったり、そういったところも、例としてはございます。そういったときにも、やはり児童相談所ですとか、あと障害については、そういった福祉サービスを専門とする業者ですとか、そういったところも当然想定されるわけでありますので、そういったところも含めた中で連携ということをご理解いただければよろしいのかなと考えます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。密接な連携の部分については、言われるように理解はするんですが、施設等とはいうことで始まっている中で、誰が責任を持って、よりよい環境をつくっていくかといったときに、町からすると、もともと国からおりてきたものなんだよ、県がやるんだよ、どこがやるんだよということで、あっちに行ったり、こっちに行ったりというのはいけないと思うので、そこら辺の部分では、町が主導権を握った中で誘導というのですか、連携の仕組みという部分を構築していかなきゃいけないのかなと。これからは、よりよい条例にしていかなきゃいけないと思いますので、ぜひそのところは国がとか、県がとか、そういうたらい回しにするのではなくて、町が主導になった中で、ぜひとも連携強化を図っていただきたいというふうに思います。それはお願いみたくなっちゃいましたので、理解はしましたので、ぜひそこら辺大変重要になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと防災計画については、町が風水害とか、地震等で災害が起きたときに、重要になってくると思うんですよ、こういう保育施設というのは。それを防災計画に基づいた中で連携をお願いしますよと言うだけでは弱いと思いますので、ここの部分は独自条例の盛り込みだと思っておりますので、もう少し内容を、運用の中で濃く明記した中で、災害が起きたときの幼稚園、保育園の運営のあり方、とかくどうしてもそういうときというのは、自宅待機だとか、受け入れ態勢が整わない部分というのが、災害時は出てきますので、災害が起きたときというのは、保護者というのですか、それは復興に向けていろいろな動きをしている中で、なかなか子どもの教育・保育を含めた中で負担が大きいという部分がありますので、ぜひその部分は、運用でもいいと思いますので、例えば、災害時は受け入れ態勢を整えるようにするとか、そういう文言をもう少し明確にしていってもらったほうが、よりいい条例になっていくのではないかなと気がつきましたので、ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、32条の部分で確認をしたいんですが、事故発生の防止及び発生時の対応ということで、ここの条文の中には、事故という言葉が幾つか出てきます。この事故というのは、通常歩いていてけがした事故のことを事故というのか。心配なのは、虐待等の部分ですごく心配がありますので、それも含めた中で、虐待も含めた中で、

事故という部分を入れているのか。仮に入っていないのであれば、この虐待等に対する対応、そこをこの条例の中で見ていると見当たらないので、そこら辺、説明をよろしくをお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

虐待等についてのお問い合わせですけれども、すみません。私、説明するときに端折ってしまったかもしれないんですけれども、25条に虐待等の禁止という条項がございます。この文書の中に、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為というのがございまして、この中には暴行、わいせつ行為、養育の放棄等というものでございますけれども、身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある行為、わいせつ行為等でございます。これらのものを25条で禁止してございますので、こちらで先ほど言いましたご質問の規定をしてございます。

また、事故というものにつきましては、ちょっとすり傷をやっちゃったよとかというものは事故とは言わないと思うんですけれども、通常の、例えばけが等であれば、よりもう少し程度の重いもの等を事故というふうに言ってくるものになると思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。これは条文を読む中で、25条に虐待等の禁止というのはあるのは承知しているところです。自分が今聞いているのは、発生した場合の対応、そのところを聞いたので、ここでは事故発生、すり傷云々と今言われたのですが、発生したときの対応が遅れば遅れるほど、うやむやになったり、幼児が受ける心の傷というのは広がりますので、そういうものは発見したとき、起きたときに、どのように町も含めた中がかかわっていくか、処理をしていくかというのは大変重要になっていくと思います。そのような中で、発生時の対応というのは、この条文の中でどこで書いてあるのかということを知りたいので、そのところをよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

発生時の対応、例えば、何が起こったらどうしなさいよというのは、条例の中に書いてございませんけれども、子どもを扱う上において、保育施設を運営するものとしたしまして、認識すべきことであるというふうに思いますので、それに基づいて行われていくのだと思います。それを逐一細かくこの中に織り込むということは、今現在

考えてございません。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。ちょっと基本的なところで確認したいと思います。第 6 条の利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等というところで、利用定員の総数を超える場合においては、抽選申し込みを受けた順序により決定する方法等が書いてございます。

あとは 22 条に利用定員の遵守がありまして、ここでは、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応等がうたわれています。この条文でいきますと、定員を超えてはならないという形になるわけですが、例えば、現状の民間保育園等については 20% ぐらいの許容があるわけですが、そういうところは、この条文ではもう認めないよということになるわけですが、それによろしいのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご質問にお答えをいたします。まず、6 条のところでは、新しい法律の関係で、来年度からは支給認定保護者という方が利用申込みをするという原則の中で、そのような支給認定をされている方の申込みがあったときは、拒んではならないという状況が書いてあると。その中で、今度は逆に定数というのが当然ございますので、ただ、今の 22 条の質問につきましては、議員ご指摘のとおり、現状では定員の弾力化が国で認められており、適用してございますけれども、ただ、ここの 22 条、「ただし」以降の、今、議員ご指摘の、年度中における特定教育・保育に関する需要の増大への対応、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではないという部分で、この弾力化という考え方は、来年度以降も継続をされるとご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

年度中という表現があるのですが、これは受け付ける時点で多いというのはわかるわけですね。その時点で、初めから膨らますということではないんですか。途中から、年度の途中、要望があったときに認めるということなんですか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

このほどの法律につきましては、まず 5 年間の長期計画を立てて、町にどれだけの定数がある、実際の需要がどのようにあるということクリアできるものをつくると

ということがございますので、年度初めにおいては定数内で、これまでもおさまっておりますので、そのような形で進めていくということで、今後については、そのような形をちゃんとしていかなければいけないということが求められているという状況はあります。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第35号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

起立多数によって、可決いたしました。